

星の里浄水場 上水汚泥運搬業務委託に関する仕様書

本仕様書は、星の里浄水場 上水汚泥運搬業務委託にあたり、その要領の基本を定めるものである。

1. 業務の概要

本業務は、星の里浄水場所有の上水汚泥（産業廃棄物）積載のコンテナの、脱着装置付コンテナ車での大阪湾広域臨海環境整備センター大阪事業所（大阪市西淀川区中島2丁目10番100号）までの運搬業務（大阪事業所（以下、「基地」という。）での投入含む。また、投入完了後に空のコンテナを星の里浄水場に設置する。）を、以下の内容で委託するものである。

(1) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 上水汚泥（産業廃棄物）の内容

- ・浄水処理過程で発生する上水汚泥で、脱水処理した汚泥
- ・性状はケーキ状（バラ）で、含水率は約60%

(3) 予定運搬量

- ・1回当たりコンテナ1台分（汚泥ケーキ約3t）
- ・月3回～7回程度（1日に2回運搬する場合有り）。年間45回程度。
※運搬日を指定する場合あり。また、星の里浄水場への来場は平日の9:00～17:00とする。

2. 業務手順等

(1) 運搬車両

- ・脱着式コンテナ車で、ダンプできる車両であること。また、ダンプアップ時の最高地上高は7.5m未満であること。
- ・車両整備及び洗車を常に行うこと。
- ・指定した標識を、搬入に際して車体の前面、進行方向左側面の2面に常時貼付けること。

(2) コンテナの脱着

- ・星の里浄水場ストックヤードに設置されている、上水汚泥が入ったコンテナを積載する。
（基地での投入完了後、空になったコンテナを再び星の里浄水場ストックヤードに設置すること。）
- ・コンテナ積載は浄水場職員の立会いの下で行い、完了時に管理票を受け取ること。
- ・積載物の落下及び飛散防止のために、コンテナ上部を全面シートカバー等で覆蓋すること。

(3) 運行

- ・経路は提出された経路（一部指定する経路あり（※1）、別紙大阪基地搬入ルート図参照）とし、道路交通法等関係法令を遵守し、安全運転に心掛けること。また、通行経路（指定運搬経路以

外)を変更する場合は、事前に職員と協議すること。なお復路は任意とする。

(※1) 阪神高速 13 号東大阪線 (東大阪 JCT) から阪神高速 5 号湾岸線 (中島) までを運行すること。

- ・星の里浄水場への進入路は私市小学校の通学路となっている為、制限速度 (時速 20 キロ) 以下で走行し、車両の通行は細心の注意を払うこと。

(4) 基地での受付

- ・基地 (大阪事業所) には、午前 9 時以前に到着しないこと。
- ・大阪事業所の職員等の誘導、指示に従うこと。
- ・受付ゲート前で荷台のシート等を自ら取り除くこと。
- ・フェニックスカード、搬入車証のない車両及び搬入車証に記入した車両番号と一致しない車両は、受入れ (入場) 不可。
- ・受入時間は午前 9 時～午後 4 時 30 分。
- ・休業日は日曜日、休日及びセンターの指定する日 (土曜日)。

(5) 検査・投入

- ・基地で検収 (契約された廃棄物の照合と目視検査、計量) を受けること。
- ・基地の職員の指示に従い「車止め (高さ 32cm)」に注意し、ダンピングにより投入すること。

(6) その他

- ・コンテナ脱着、運行、投入時等、周辺道路を汚損並びに損傷することのないよう、細心の注意を払うこと。
- ・基地のある (財) 大阪産業廃棄物処理公社管理地内では、定められた進入路以外を通行しないこと。
- ・台風等で大阪地方に气象台から暴風雨波浪警報が発令された時点で、搬入停止とする。
- ・マニフェスト (産業廃棄物管理票) 制度に基づき管理票を交付するので、受託者は管理制度に基づき、回付、保存、送付すること。
- ・大阪湾広域臨海環境整備センターのホームページ内の堺基地廃棄物搬入要領に従うこと。

3. 提出書類

受託者は、以下の書類を契約締結後に遅滞なく提出すること。

- ・産業廃棄物収集、運搬業許可証 (写し)
- ・運搬車両の車検証の写し
- ・星の里浄水場から基地までの経路図
- ・業務計画書、業務組織連絡体制表
- ・業務完了届 (報告書) (毎月末)
- ・ETC 利用明細書

以上のほか、この仕様書に記載なき事項であっても、機能、保安、法規等で業務上、当然必要な事項については、全て含むものとする。